

第7章 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

1 文化的景観の保存を担う各主体の役割と体制

野火止用水・平林寺の文化的景観の保存を図るために、市を中心として、県、国、また、市民や団体、事業者を含めた主体がそれぞれの役割を果たしていくことが重要となります。併せて、流域の近隣自治体とは、更に連携を深めることが必要です。

このため、以下のような各主体の体制の強化に努めます。

(1) 市の役割と庁内の体制

市は、野火止用水・平林寺の文化的景観全般にわたり、保存や活用を進めていく中心となります。特に野火止用水は本市の施策の重要な位置を占めており、多くのセクションが関連した事業を行うこととなります。

このため、文化的景観の保存に向けて、教育委員会(生涯学習課)を中心として横断的な体制づくりを進めるものとします。併せて、近隣自治体、埼玉県や東京都、国との連携を強化します。

さらに、施策の実施に関して、情報の提供に努め、市民や団体等と情報の共有化やニーズの把握に努めます。また、今後多くの市民や団体等の参加を促し、人材の育成に努めていくものとします。

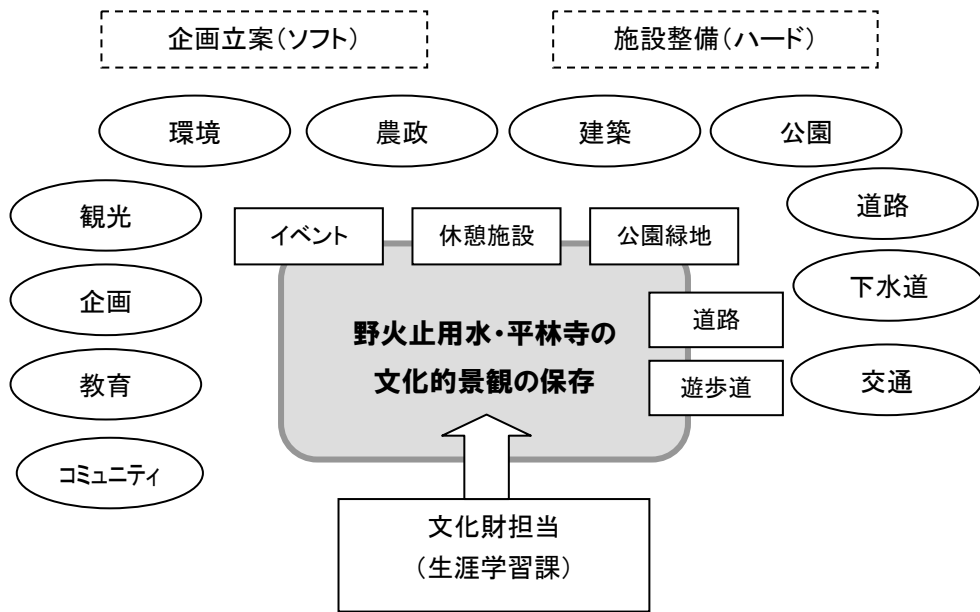


図 7-1 庁内の体制のイメージ

(2) 市民・団体等の役割と体制

市民や団体等は、文化的景観の保存に関し、主体的に関わっていくことが求められます。

野火止用水やその周辺の雑木林等における、市民や団体、事業者を含めた様々な活動を促進していくものとします。また、流域の近隣自治体と協力して、野火止用水周辺の環境保全及び積極的活用に取り組みます。

このため、市民や各団体の体制や団体間の交流の強化に努めます。

(3) 学校・大学との連携の強化

未来を担っていく子どもたちが地域の歴史や環境に対して正しく理解することは大切です。学校は、子どもたちに対するこのような教育の場として、野火止用水を積極的に活用していくことが考えられます。

また、大学はイベントへの協力や地域の調査・研究等を通して、野火止用水・平林寺の文化的景観の普及等の役割を果たすことが求められます。

このように、学校や大学との連携を強化していくものとします。

(4) 所有者の役割

文化財等の文化的景観の構成要素の所有者は、適切に維持管理することが求められます。

2 新たな管理運営の体制づくり

新たな管理運営体制として、以下の事項について検討します。

(1) 検討推進組織

野火止用水・平林寺の文化的景観に関わる重要な事項を審議する組織として、文化財保護審議委員会の活用や市民・団体・関係機関・専門家等による組織づくりを検討します。

(2) 市民等が主体となった管理運営ネットワークづくり

今後の体制として、市の庁内の取組や市民や団体の取組を結び付けることが重要となります。

このため、今後は市民等が主体となり市も協力・支援していく管理運営ネットワークづくりを検討していきます。

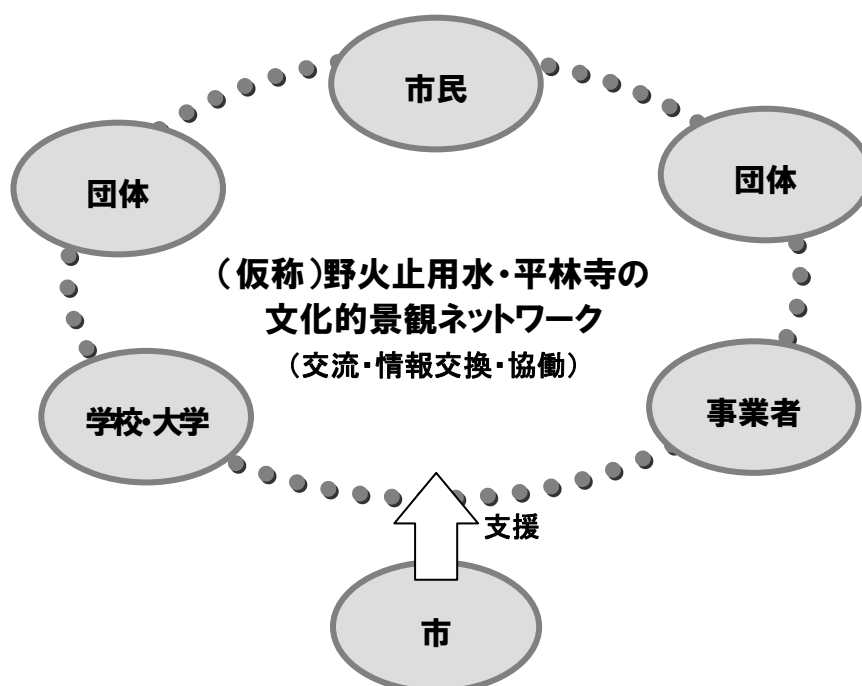


図 7-2 管理運営ネットワークのイメージ